

住宅総合保険への加入はお済みですか？

災害は、外出時の火元確認等、人為的に防げるものもありますが、天災や上階からの水漏れ等不可抗力による損害もありえないとは言えません。万一の時の為に、住宅総合保険（個人賠償責任担保特約、借家人賠償責任担保特約付き）へ加入頂きます様お願い申し上げます。

※住宅総合保険への加入については、賃貸借契約の必須条件となります。

◆賃貸借上の契約書の一文の抜粋◆

「乙（借主）は賃貸借契約期間中、甲の指定する住宅総合保険（個人賠償責任担保特約、借家人賠償責任担保特約付き）に加入するものとする。尚、その加入および継続更新を行わない場合において自己の責任において損害賠償の全額実費責任負担にて責を追うものとする」

火災保険への未加入又、更新手続きをせず、保険期間満了日を過ぎれば、もちろん無保険状態になり、その間、万一、事故が発生した場合、事故で生じた損害賠償を全額ご負担して頂かなければなりません。火災保険へ加入されておられず、多額の賠償責任が発生したケースもございます。

◆事故に伴う賠償責任の一例◆

- ①賃貸マンション入居者（契約者）宅より契約者が取り付けた洗濯機の給水接続部分が突然外れ、契約者不在であったため多量の放水状態となる。階下宅より管理会社へ連絡、事故が発覚…。

⇒部屋内への水漏れに伴い、天井・壁・床の張替費用や、階下の方への家財損害（家電やパソコン衣服類なども含む）による弁済工事期間中の仮住まいホテル代 等



- ②賃貸マンション入居者（契約者）が調理中にフライパンの油に引火、ガスコンロ周辺の窓・天井・床に延焼…。

⇒ご自身の家財、冷蔵庫・掃除機・食器・衣類・パソコンなど（臨時費用・残存物取片付費用含む）借家人賠償特約（家主様への建物賠償額＜室内解体作業・天井：壁張替フローリング取替など＞）等



上記のような事故でも、水漏れの範囲であったり階下の方の被害状況により金額が大幅に異なります。これが火災事故の場合などでは、もっと損害額が膨らむ事も予想されます。

万一、まだ住宅総合保険（個人賠償責任担保特約、借家人賠償責任担保特約付き）ご加入されていない方や、保険会社から保険更新の案内が届いてない可能性があれば、すみやかに火災保険の加入手続きをお願いします。もし、現在 ご自分が保険に加入されているかどうか ご不安な場合は、弊社までご連絡いただければ可能な限りお調べさせていただきます。

■住宅総合保険のお問い合わせは・・・株式会社ミニテック西日本 業務経理課迄

TEL 075-253-1332